

都道府県・ 政令指定都市名	17 広島市
------------------	--------

時点：2021年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局人権啓発部男女共同参画課
担 当 職 員 数	12 人 (専任 10 人、兼任 2 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	広島市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1997年4月10日 根拠： 広島市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	広島市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2001年9月28日
構 成 員	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第3次広島市男女共同参画基本計画
改定・見直しの予定時期	2026年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	広島市男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2001年9月28日
	施 行 日(西 暦)	2001年9月28日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦)： 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況：	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)
目 標 値	(西暦) 年度まで	%	
根 拠	委員数の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす(令和2年度 100%)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令・条例によって設置されたもの		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(72)うち女性委員を含む審議会等数(70) 延総委員等数(1,232)延女性委員等数(361) 女性比率(29.3)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(72)うち女性委員を含む審議会等数(70) 延総委員等数(1,232)延女性委員等数(361) 女性比率(29.3)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(23)うち女性委員を含む審議会等数(22) 延総委員等数(718)延女性委員等数(188) 女性比率(26.2)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(6) 延総委員等数(44)延女性委員等数(13) 女性比率(29.5)
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2 委員の公募(1. 有 2. 無) 1 そ の 他 (委員選任に係る事前協議の実施)

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)										
管理職総数	(人)	女 性 管 理 職 の 内 訳											
		うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部長長相当職			次長相当職			課長相当職			
	(A)=(G+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	373	49	13.1	22	3	13.6	93	9	9.7	258	37	14.3
	うち一般行政職	300	37	12.3	20	3	15.0	72	4	5.6	208	30	14.4
支庁・地方事務所等	計	267	48	18.0	8	2	25.0	52	5	9.6	207	41	19.8
	うち一般行政職	175	29	16.6	8	2	25.0	36	3	8.3	131	24	18.3
全体	計	640	97	15.2	30	5	16.7	145	14	9.7	465	78	16.8
	うち一般行政職	475	66	13.9	28	5	17.9	108	7	6.5	339	54	15.9
再掲	警察関係	0	0										
	教育委員会	36	7	19.4	1	0	0.0	5	1	20.0	30	6	20.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	528	111	21.0	684
	うち一般行政職	400	82	20.5	483	131	27.1
支庁・地方事務所等	計	572	191	33.4	1,034	458	44.3
	うち一般行政職	392	153	39.0	679	395	58.2
全体	計	1,100	302	27.5	1,718	630	36.7
	うち一般行政職	792	235	29.7	1,162	526	45.3
再掲	警察関係						
	教育委員会	75	17	22.7	180	108	60.0

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	47	5	10.6	83	19	22.9	125	30	24.0
	うち一般行政職	36	5	13.9	63	13	20.6	92	23	25.0
支庁・地方事務所等	計	40	9	22.5	93	32	34.4	118	61	51.7
	うち一般行政職	22	6	27.3	62	29	46.8	80	53	66.3
全体	計	87	14	16.1	176	51	29.0	243	91	37.4
	うち一般行政職	58	11	19.0	125	42	33.6	172	76	44.2
再掲	警察関係									
	教育委員会	5	0	0.0	13	5	38.5	15	4	26.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○					○	◎				
補佐級	○					○	◎				
係長級	○					○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験			
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	368	154	41.8
うち上級	232	90	38.8
うち一般行政職	270	130	48.1
うち上級	192	75	39.1
うち警察関係			
うち上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	広島市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、「文書等」とは、職員が職務上作成する文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をいう。 (旧姓使用の範囲)</p> <p>第3条 旧姓を使用する文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (例 職員名簿、名前札、電子メールアドレス等) (2) 専ら市内部で使用される文書等で、旧姓を使用しても職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (例 起案文書、旅行命令書、復命書等) (3) その他軽易な文書等で所属長が認めるもの (例 各種連絡文書、研究論文等) (旧姓使用の届出)</p> <p>第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(別記様式1)により、所属長を経由して企画総務局人事部人事課長(以下「人事課長」という。)に届け出なければならない。 2 人事課長は、前項の規定による届出を受けた場合には、旧姓使用届出証明書(別記様式2)を当該職員に交付するとともに、旧姓、戸籍上の氏名その他必要な事項を旧姓使用者台帳(別記様式3)に登録するものとする。 (旧姓使用者等の責務)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による届出をした職員は、旧姓を使用するに当たり、市民及び他の職員に誤解又は混乱を生じさせないよう努めるとともに、旧姓を使用する文書等には、旧姓を使用しなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用の中止)</p> <p>第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式4)を、所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。 2 人事課長は、前項の規定による旧姓使用中止届の提出を受けた場合には、旧姓使用者台帳にその旨を記載するものとする。 (委任)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p>

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2021年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)		うち管理 職数(人)	うち女性 数(人)	
	女性比率 (%)			女性比率 (%)	
34	3	8.8	7	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	広島市男女共同参画推進センター		愛称・通称	ゆいぽーと	
設置年月日(西暦)	2012年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：730-0051 住 所： 広島市中区大手町五丁目6番9号 電話番号：082-248-3320 FAX番号： 082-248-4476 ホームページ：http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ) その他()				
職 員 数	常勤	9 人、	非常勤	0 人	予算額 2021年度 64,753 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 市民を対象とするシンポジウム等の開催、啓発リーフレット等の作成・配布) ○ 2. 講座(主な事項： 学習講座、講演会) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性のための相談(電話・面接相談)、男性のための相談(電話相談)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 資料室の運営、ICT等による情報提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 施設利用団体、NPO等への活動スペースの提供) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 起業希望者によるチャレンジショップの開設受け入れ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 行政・市民との連携による調査研究を推進) ○ 10. その他(主な事項： 近隣する商店街と連携した事業、ギャラリーの運営、施設利用者を対象とする託児)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 広島市女性団体連絡会議 2. 無 名称等：	加盟団体数	12	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他〔 内容： セミナーの開催ほか 〕				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催	}
2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付(名称：) (概要：)	
7. その他 (内容：)	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容：)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	75,600	76,140	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	6,800	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		○	○
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	○
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	○		○	○
⑬ その他	○		○	○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
3 役員に占める女性割合に関する項目		○
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6 その他「登用促進等」に関する項目		○
7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
9 短時間正社員制度の導入		○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	○
12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	広島市「女性と若者が輝く企業」認定(1, 2, 4, 11)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	広島市男女共同参画推進事業者表彰(1~11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具	働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま
2 現在は無いが、今後検討する			体的名称 上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	広島市男女共同参画に関するアンケート調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画啓発リーフレットの発行 ・ 小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成・配付 ・ DV防止啓発リーフレット等の作成・配布 ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組 ・ デートDV防止啓発リーフレットの作成・配付 ・ 男性の地域活動・家庭生活等への参画支援 ・ 男女共同参画週間における取組 ・ DV防止啓発に係る広告掲載	男女共同参画啓発リーフレットを作成し、主に母子健康手帳の交付時に配付する。 小中学生向け男女共同参画啓発用冊子を作成し、市内の小学校5年生、中学校2年生に配付する。 DV防止啓発リーフレット、携帯用カードを作成し、関係機関等に配布する。 「女性に対する暴力をなくす運動」における建物のパープルライトアップの実施及び女性団体と連携した啓発物品の街頭配布等を行う。 デートDV防止啓発リーフレットを作成し、市内の高校及び専修学校高等課程1年生に配付するほか、大学・短大・専修学校等に配架を依頼する。 男性向けの啓発冊子を作成し、保育園や子育てオープンスペースなどに配布する。 大型映像表示装置やデジタルサイネージでのコンテンツ放映、区役所等でのパネル展示を行う。 DV防止についての啓発及び相談窓口の周知を目的として、商店街においてアーケード幕広告を掲出する。		11月 6月 11月
2. 表彰 ・ 広島市男女共同参画推進事業者表彰	職場における男女共同参画の促進を図るため、女性の能力発揮、職域拡大、仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる事業者を公募・選考し、毎年6月に市長が表彰する。	令和3年度実績 一般表彰4社、特別表彰1社	6月
3. 講座 ・ DVに関する研修会 ・ 事業者等向け男女共同参画支援講座	庁内の主に窓口担当職員を対象に、DVに関する研修会を開催する。事業者等が行う男女共同参画に関する研修に講師を派遣する。		11月 通年
4. 相談事業 ・ 広島市配偶者暴力相談支援センターの運営	広島市配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者からの相談に応じるほか、法律相談やカウンセリング、保護命令制度の利用に関する情報提供などを実施する。		通年
5. 情報収集・提供 ・			
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 広島市男女共同参画推進連携会議の開催 ・ 広島市DV対策関係機関連絡会議の開催 ・ DV民間シェルター支援 ・ 広島市女性団体連絡会議補助 ・ 広島市男女共同参画推進センター管理運営 ・ 広島市男女共同参画審議会の開催	事業者表彰等の本市施策をより効果的に実施するため、男女共同参画の推進に係る実践的な活動を行っている事業者から意見・提言を頂く会議を開催する。 市域のDV対策関係機関等を構成員として、関係機関相互の連携を図り、DV対策についての情報交換及び研究協議等を行う会議を開催する。 民間シェルターの運営費補助を行う。 女性団体の活動を支援する。 男女共同参画推進センターの管理運営、施設整備 男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議する。		随時 11月 通年 通年 随時

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	広島市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1
規 則 名	広島市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条第2項 前項の規定により出産を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(当該議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内において、出席できない期間を明らかにして、あらかじめその旨を議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	4	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	広島市地域防災計画
該当部分の規定	(第3章 災害応急対策>第5節 避難対策>第9 指定避難所の開設・運営>4 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営のための支援) 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた指定避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

調査時点コード: 1

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦)()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	67	5	7.5	
	市町村防災会議(委員のみ)	66	5	7.6	
	2 民生委員推薦会	5	2	40.0	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	5	35.7	
	4 地方社会福祉審議会	20	9	45.0	
	5 土地利用審査会	7	4	57.1	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	23	9	39.1	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	18	2	11.1	
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	7	3	42.9	
	12 市町村都市計画審議会	20	6	30.0	
	13 介護認定審査会	337	90	26.7	
	14 精神医療審査会	20	6	30.0	
	15 市町村国民保護協議会	43	4	9.3	
	16 地方独立行政法人評価委員会	4	1	25.0	
	17 感染症診査協議会	10	3	30.0	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分認定審査会	62	24	38.7	
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	3	1	33.3	
	22				
	23 広島市公立大学法人評価委員会	5	1	20.0	
	24 広島市地域包括支援センター運営協議会	16	6	37.5	
	25 広島市指定難病審査会	19	1	5.3	
	26 広島市小児慢性特定疾病審査会	5	1	20.0	
	27 広島市指導不適切教諭当認定審議会	6	2	33.3	
	合 計	718	188	26.2	
	女性委員0の審議会数	0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	19	2	10.5	
6	固定資産評価審査委員会	9	5	55.6	
	合 計	44	13	29.5	
	女性委員0の委員会数	0			